証券コード　4197
2022年6月20日

株　主　各　位

東京都渋谷区東一丁目32番12号
株式会社アスマーク
代表取締役　町田　正一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書に議案に対する賛否のご表示をいただき、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2022年７月５日（火曜日）　午後３時

２．場　　所　　東京都渋谷区東一丁目32番12号
渋谷プロパティータワー４F　本社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第６号議案　取締役（代表取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
第７号議案　会計監査人選任の件

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除、会計監査人の設置等の変更を行うものであります。

（２）「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が本年９月１日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

（３）その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は以下の通りであります。（下線部分が変更箇所）

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

ただし、第１５条にかかる定款変更の効力発生日は、附則に定めるとおりとします。

現行定款	変更案
第１章　　総則	第１章　　総則
第１条～第３条 （条文省略）	第１条～第３条 （現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 <u>２．監査役</u> <u>３．監査役会</u> （新　設）	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 （削　除） （削　除） <u>２．監査等委員会</u>

現行定款	変更案
（新　設）	３．会計監査人
第５条 （条文省略）	第５条 （現行どおり）
第２章　　株式	第２章　　株式
第６条～第 11 条 （条文省略）	第６条～第 11 条 （現行どおり）
第３章　　株主総会	第３章　　株主総会
第 12 条～第 14 条 （条文省略）	第 12 条～第 14 条 （現行どおり）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものをみなすことができる。	（削　除）
（新　設）	（電子提供措置） 第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第 16 条～第 17 条	第 16 条～第 17 条

現行定款	変更案
（条文省略）	（現行どおり）
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役および取締役会
（員数） 第 18 条　当会社の取締役は、７名以内とする。	（員数） 第 18 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名以内、監査等委員である取締役は３名以内とする。
（選任方法） 第 19 条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第 19 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。
②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	②　（現行どおり）
③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	③　（現行どおり）
（新　設）	④　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（新　設）	⑤　前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期） 第 20 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終の	（任期） 第 20 条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以

現行定款	変更案
ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
	② 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	（削 除）
（新 設）	③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第 21 条～第 22 条 （条文省略）	第 21 条～第 22 条 （現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第 24 条～第 25 条 （条文省略）	第 24 条～第 25 条 （現行どおり）
（報酬等）	（報酬等）

現行定款	変更案
第 26 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第 26 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第 27 条 （条文省略）	第 27 条 （現行どおり）
第５章　　監査役および監査役会	（削　除）
（員数） 第 28 条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　除）
（選任方法） 第 29 条　監査役は、株主総会において選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任期） 第 30 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤監査役） 第 31 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　除）

現行定款	変更案
（監査役会の招集通知） 第 32 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削　除）
（監査役会の決議方法） 第 33 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役会規程） 第 34 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
（報酬等） 第 35 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第 36 条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ②　当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（削　除）

現行定款	変更案
（新　設）	第５章　　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第 28 条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会規程） 第 29 条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（新　設）	第６章　　会計監査人
（新　設）	（会計監査人の選任） 第 30 条　会計監査人は、株主総会の決議によって、選任する。
（新　設）	（会計監査人の任期） 第 31 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　会計監査人は前項の定時株主総会おいて別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第６章　　計　　算	第７章　　計　　算
（事業年度） 第 37 条　当会社の事業年度は、毎年 12 月１日から翌年 11 月 30 日までとす	（事業年度） 第 32 条　当会社の事業年度は、毎年 12 月１日から翌年 11 月 30 日までとす

現行定款	変更案
る。	る。
（剰余金の配当の基準日） 第38条　当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。	（剰余金の配当の基準日） 第33条　当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。
（中間配当） 第39条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年５月31日を基準日として中間配当をすることができる。	（中間配当） 第34条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年５月31日を基準日として中間配当をすることができる。
（剰余金の配当の除斥期間） 第40条　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。	（剰余金の配当の除斥期間） 第35条　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
	附則 １　現行定款第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第１５条（電子提供措置等）の新設は、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法第70号）附則第１項ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和４年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ３　本附則は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（５名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）４名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更（第１５条にかかる変更を除く）の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
０１	町田（まちだ）　正一（まさかず） （1967年１月３日）	1989年４月　シンガポール株式会社入社 1994年１月　株式会社ウォータースタジオ入社 1995年11月　有限会社KGS入社 1997年４月　株式会社ATS入社 1999年９月　株式会社エイバックズームインターネット入社 1999年10月　株式会社川上商店入社 2001年12月　当社設立代表取締役（現任）	874,900株
０２	水城（みずき）　良祐（りょうすけ） （1981年12月３日）	2004年４月　株式会社エリアクエスト入社 2008年２月　当社入社 2014年６月　当社営業部ゼネラルマネージャー 2015年10月　当社取締役（現任） 2016年２月　当社営業部長（現任）	-株
０３	飯田（いいだ）　恭介（きょうすけ） （1978年12月20日）	2002年５月　海老公認会計士事務所入所 2004年10月　株式会社エイジアン・パートナーズ入社 2007年２月　株式会社マクロミル入社 2012年４月　株式会社マクロミルエムブレイン取締役 2014年10月　株式会社マクロミルグローバル推進室長 2016年１月　同社経営戦略室／CEO室長 2018年10月　当社管理部長（現任） 2019年２月　当社取締役（現任）	-株
０４	木原（きはら）　康博（やすひろ） （1962年７月25日）	1985年４月　日本電気株式会社入社 2007年10月　パシフィックマネジメント株式会社入社 2008年６月　株式会社マクロミル執行役員 株式会社エー・アイ・ピー（現楽天インサイト･グローバル株式会社）監査役	20,000株

		2010年７月　株式会社マクロミル上席執行役員CFO 株式会社マクロミルアセットマネジメント代表取締役 2011年２月　株式会社マクロミルエムブレイン取締役 2013年４月　株式会社MAM代表取締役（現任） 2013年６月　株式会社マークアイ取締役 2015年８月　株式会社MAM FILM取締役 2015年10月　当社取締役 2015年12月　株式会社グライダーアソシエイツ監査役（現任） 2016年６月　アダプティブ株式会社監査役（現任） 2018年６月　株式会社ネクスゲート社外取締役 2018年12月　ジョーカーフィルムズ株式会社監査役（現任）	

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．木原康博氏は、社外取締役候補者であります。

３．木原康博氏は、事業会社の取締役としての知見と経験を有しています。また、財務、人事、経営全般におけるこれまでの経験に基づき、同氏には、当社の経営及び成長戦略の実現に必要な有益な提言、助言をいただくことを期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。

４．木原康博氏が、原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額となります。

５．当社はすべての取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更（第１５条にかかる変更を除く）の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
０１	鈴木（すずき）　親（ちかし） （1964年５月28日）	2001年４月　株式会社バックスグループ内部監査部長 2008年５月　株式会社サニクリーン経営管理室内部監査課長 2012年１月　株式会社アマガサ入社 2012年４月　株式会社アマガサ常勤監査役 2014年４月　同退任 2014年６月　株式会社アマガサ経営企画室長 2015年４月　同社取締役就任 2018年２月　同社取締役内部監査室長 2018年４月　同社常務取締役内部監査室長 2019年４月　同社取締役内部監査室長 2019年12月　当社監査役（現任）	－株
０２	大内（おおうち）　智（さとし） （1970年10月４日）	1995年４月　大内義雄税務会計事務所入所 1997年６月　大内智税務会計事務所開設 2000年４月　西新宿法務会計事務所開設 2004年９月　ベンチャー支援税理士法人開設　代表社員（現任） 2016年８月　当社取締役（現任）	－株
０３	塩月（しおつき）　潤道（じゅんどう） （1958年９月10日）	1987年９月　クレディスイス銀行東京支店入行 2000年７月　株式会社ブリッジジャパン経理部長 2001年１月　株式会社テレレートジャパンホールディング監査役 2003年４月　株式会社サポートネット経理財務部長 2007年８月　株式会社バックスグループ経理財務統括 2009年８月　株式会社サニクリーン監査室室長（現任） 2018年４月　株式会社アマガサ監査役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．鈴木親氏、大内智氏及び塩月潤道氏は、社外取締役候補者であります。

３．鈴木親氏は、事業会社における法務や内部監査に関する相当程度の経験と知見を有しております。また当社以外での監査役を歴任し、豊富な経験、実績、見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

４．大内智氏は、税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しています。同氏には、特に当社の財務会計領域における経験、実績、見識に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

５．塩月潤道氏は、金融機関及び事業会社における専門的な知識と豊富な経験を有しています。また当社以外での監査役を歴任し、豊富な経験、実績、見識に基づき、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待しております。なお、当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

６．鈴木親氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間において、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。同氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との上記責任限定契約を継続する予定であります。

７．鈴木親氏の当社社外監査役在任年数は、本総会終結時において２年７カ月であります。

８．大内智氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間において、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との上記責任限定契約を継続する予定であります。

９．大内智氏の当社社外取締役在任年数は、本株主総会終結時において５年 11 カ月であります。

10．塩月潤道氏が、原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で会社法第 427 条第１項の規定に基づき、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額となります。

11．当社はすべての取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2015年10月７日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額100,000千円以内（内、社外取締役分は20,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、一般的な業務執行取締役報酬及び社外取締役報酬の水準、並びに、当社の取締役の員数に照らし、取締役の報酬として相当なものであると判断しております。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は５名でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は４名（内、社外取締役１名）となります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更（第１５条にかかる変更を除く）の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額20,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、一般的な監査等委員である取締役の報酬及び社外取締役報酬の水準、並びに、当社の監査等委員である取締役の員数に照らし、取締役の報酬として相当なものであると判断しております。

第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更（第１５条にかかる変更を除く）の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　取締役（代表取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

2015年10月７日に開催された臨時株主総会において年額100,000千円以内とする旨ご承認いただきました当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役（代表取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する報酬として年額100,000千円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

第１号議案「定款一部変更の件」、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は７名（内、代表取締役１名、社外取締役１名、監査等委員である社外取締役３名）となります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更（第１５条にかかる変更を除く）の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。。

また、取締役への新株予約券の発行時期及び配分等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由並びにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

（１）取締役に対し新株予約権を発行する理由

職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。今般、取締役の報酬等の内容の決定手続き等に関する透明性を向上させるとともに、株式会社が業績等に連動した報酬等を適正かつ円滑に取締役に付与することができるようにするために改正された会社法の定めにより、今回その具体的な内容につきご承認を得た上で、本新株予約権を割り当てることといたしたいと存じます。本新株予約権の付与は、中長期的な業績と企業価値向上に対するインセンティブ及び株主利益との連動を高めることを目的としているため、取締役の報酬として相当なものであると判断しております。

（２）新株予約権の総数

１万5,000個を上限とする。（新株予約権１個につき普通株式１株、ただし、後記（３）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）

（３）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式１万5,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

（４）新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を1,100円とし、これに当該新株予約

権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により１株当たりの払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

（６）新株予約権の行使期間

2024 年７月８日から 2032 年７月５日まで

（７）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込に係る額の２分の１を資本金に計上し（計算の結果生じる１株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する）、その余りを資本準備金として計上する。

（８）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（９）新株予約権の取得条項

1. 当社は、新株予約権の割当を受けた者が（１１）に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
2. 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

（１０）新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（１１）新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。

（１２）新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株式の時価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

第７号議案　会計監査人選任の件

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、会計監査人の設置に伴い、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

なお、本議案の内容は、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者の概要等は、次のとおりであります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更（第１５条にかかる変更を除く）の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

名　　称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所	東京都千代田区丸の内三丁目２番３号 丸の内二重橋ビルディング
その他の事務所	（国内） 札幌、仙台、新潟、さいたま、横浜、長野、北陸、静岡、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡、那覇 （海外） 駐在員等派遣約50都市〈Deloitte Touche Tohmatsu Limitedとそのメンバーファーム〉

沿　　革	1968年５月　等松・青木監査法人設立 1975年５月　トウシュ ロス インターナショナル<TRI>（現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>）へ加盟 1990年２月　監査法人トーマツに名称変更 2009年７月　有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更
監査関与会社	3,232社（2021年5月末日現在） 金商法・会社法監査：880／金商法監査：12／会社法監査：1,090／ 学校法人監査：64／労働組合監査：25／その他の法定監査：528／ その他の任意監査：633
資　本　金	1,113百万円（2022年2月末日現在）
構　成　人　員	7,184人（2022年2月末日現在） 社員（公認会計士）　489人 特定社員　59人 職員　公認会計士　2,630人 公認会計士試験合格者等（会計士補を含む）　1,180人 その他専門職　2,738人 事務職　88人 合計　7,184人

以上

株主総会 会場ご案内図

会場：渋谷区東一丁目 32 番 12 号 渋谷プロパティータワー４F「本社会議室」
電話：03-5468-5101（代表）



最寄駅　JR 線渋谷駅　新南口より　徒歩 7 分
　　東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線　渋谷駅　C2 出口より　徒歩 10 分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。